

公営住宅の駐車場対策が必要ではないか

中野敏勝議員

問

車は生活の必需品、公営住宅においても駐車場が不足している。札幌市には4棟126戸の住宅があり、すべて入居しているが、駐車場は一世帯に1台の割り当てスペースになっている。2台以上の場合は他に駐車場を確保することになっているが、適当な場所もなく、通路や来客用に駐車しているのが現状である。

車は入居全世界が所有してはいないが、交通事情や家庭環境などの変化に伴って、車の数も1台から2台、3台と増えている。そのため駐車場が不足し、住民は自由に駐車できる場所の確保を要望している。

行政は事実を把握し、きめ細やかな対応が必要と考え、次のことを伺う。

①地域の環境の変化や交通事情に伴う改善要望などの関係機関への対応は。

②車を所有していない世帯

③駐車場の増設が必要では。

④駐車場有料化への考えは。

⑤指定管理者制度の導入や民間委託の考えは。

町長

①公営住宅制度は住宅に困窮する低額所得者の居住の安定と居住水準の向上のために大きな役割を果たしてきたところであるが、社会情勢の変化に伴い制度の改正等が幾度か行われ、特に高齢者や障害者など住宅に困窮する方に対して、良好な居住環境を備えた公営住宅の提供が一層必要となってきたところである。

こうした中、地域事情や多様化するニーズに対応するため、北海道住宅促進会や全国公営住宅等推進協議会等の関係団体を通じて、公営住宅整備、環境、管理等公営住宅にかかわる意見・要望等について、国に働きかけている。

②車を所有していない世帯

③駐車場は、国の駐車場整備制度に基づき一世帯1台の整備に努めているが、1台以上のスペースを整備することは、用地の確保や用地費などの問題から、現状では非常に難しい。

公営住宅敷地内であれば、いろんな土地の活用ができるのではないかとということもあるが、公営住宅を整備する際には、建物本体、公園、駐車場などが公営住宅の整備基準に基づいて整備されている、あるいは補助金が伴っていることから、大幅に長の権限だけで使途を変更するということは難しい。

④有料駐車場のある公営住宅は、道営の若草団地だけとなっている。現在、公営住宅再生マスタープランに基づき公営住宅の建て替えを進めているが、これらの整備状況、道営住宅あるいは管内の動向を見極め、どうあるべきかを引き続き検討していきたい。

⑤住宅困窮度に応じた優先入居の実施や、地域の実情や居住者の状況に応じた適切な家賃設定などは、公正な住宅施策の観点から行政主体としての判断が必要となるので、公営住宅の入居者の決定、家賃の設定その他公営住宅法上行政主体が行うこととされている事務

を指定管理者に委任して行わせることは範囲外とされている。

家賃収入についても、家賃水準やそのあり方自体が公営住宅制度の根幹であることから、指定管理者に委任することは適切ではないが、家賃徴収などの事務を委任することや、共同施設

使用料を収受させることは差し支えないとされている。

現在のところ指定管理者制度の導入は考えていないが、今後、国や道の動向を見ながら、先進地の事例を調査するなど、研究を進めていきたい。



車社会が思わぬ影響を及ぼしている公営住宅の駐車場